

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885081

研究課題名(和文)日英における農地法改正の法的論点と制度的課題について

研究課題名(英文)A Study on the Recent Reforms of Agricultural Land Law in Japan and the U.K.

## 研究代表者

久米 一世 (Kume, Hideyo)

早稲田大学・法学大学院・助手

研究者番号：60707561

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、公益的側面を有する農地の利用・管理を統制している農地関連法が、日英において近年規制緩和されつつある現状とその法的論点を明らかにすることによって、わが国における今後の農業法制策の構築に資することを目指すものであった。研究代表者は2年間にわたり、イギリス国内での調査及び文献・判例等の検討作業を行うことで、イギリスにおける社会的・経済的要因と法変動との関係性を一定程度明らかにし、その成果を論文として公表してきた。

研究成果の概要(英文)：In both Japan and Britain there have been recent amendments to the agricultural land law that is at the center of agriculture legislation. Although the laws have been born the public interests (e.g., for the product, environment, landscape and keep the country side), currently in Japan and Britain policy makers have deregulated such a law. The aim of the study was to elucidate what is the point as to such a trend of law. I had made a study of thesis, case and public report. Furthermore, I have made a fieldwork in England several times. Consequently, I published these achievements of a study.

研究分野：法社会学

キーワード：法社会学 土地法 民法 イギリス法 農業法 環境法

## 1. 研究開始当初の背景

### (1)本研究の学術的背景

本研究の背景としては、イギリスにおいて17世紀の市民革命以降現在まで基本的に継続されてきた大規模借地経営という農業経営形態と、借地農保護を軸にその形態を担保してきた農業借地法が、国内の借地市場の縮小や対外的にはWTOへの対応の必要等から1995年農地経営借地法(以下「95年法」と言及する)の制定を端緒に大きく変容しようとしている状況がある。

95年法は、借地農への保護と配慮を撤廃し、借地契約に関する主要部分を地主と借地農の両当事者の合意に委ねるといふ、強力な規制緩和を実現させた法律であり、現在へと繋がるサッチャリズムの流れを汲んだ当時のメージャー政権が描いていた農村地域構想を捉える上でも重要な立法である。しかしながら、本研究における問題点として、近年のイギリス農地関連法制に関する重要な時期区分であるはずの1970年代以降から現在までの期間に日本国内の法学研究者による先行研究が、ほぼ無いに等しいことを指摘し得る。戦後、日本は農地法制の整備過程において、欧米諸各国の同様の制度に関する情報の収集および分析に政府として心血を注いでいたのであり、中でも歴史上いち早く資本主義的農業を確立させ、農業借地法によって経営の安定を実現させていたイギリスに対する関心は大きかった【例えば、戒能厚『イギリス土地所有権法研究』(岩波書店、1980年)等】。しかし、徐々にその状況は変わり、イギリスにおいても70年代後半には国家的な財政難等の理由から、政府から多額の助成を受けている農業分野への風当たりが強まり、また当時顕著化していた生産物過剰や農業の環境への影響等といった理由からも、産業としての農業が、政治的・法的に保護されるべきだという考えに世論の疑問が呈されるようになっていった。

推測するに、このような、イギリスの農業政策に関する動揺が、これまでの日本における参考とすべき対象としてのイギリスというイメージを希薄化させ、現在に至るまでの研究上の空白という状況を招いたと考えられる。このような状況を鑑み、本研究の着手に至る以前の段階において、研究代表者は、法学研究者による十分な先行研究が存在するイギリス市民革命から1970年代までの代表的諸文献を渉猟し、対立のある論点に関しては、自らの分析と評価を加えた上で、イギリス農業借地法制の展開を歴史的な土地所有権制限の変容と併せて把握し、現在の法制度分析に連結させた論稿を公表してきた。

### (2)本研究が着想に至った経緯

これまで研究代表者は、イギリスにおける

伝統的農地関連法制が掘り崩される主たる要因となった95年法について、その制定背景、法内容、運用実態等を明らかにするために、コンメンタールや法案作成時の議事録、省庁が公布する各種レポート、判例等の渉猟・分析を行ってきた。そこで浮き彫りとなったのは、イギリスにおける90年代以降の農地関連法改革(95年法については2006年に改正指令が出されており、今なお法改革の議論は継続中である)が、国内事情のみならずWTO等の国際通商問題やCAPの方針である環境保護・地域振興に対して重点的に助成金を拠出するという政策転換等を中心とした対外的事情への対応を多分に含んだ改革である点であった。

昨今わが国においても農地法の改正が推進されており、このようなイギリスの法変動に関わる論点を整理することで日本農政への示唆を得ようと考えたことが研究開始当初の背景である。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、2段階で構成される。まず、欧州共通農業政策(Common Agricultural Policy:以下「CAP」と言及する)の近年の方針がイギリス農地関連法制に与えた影響について、借地契約締結文書から読み取れる実務的变化から検証し法的論点を明らかにする。次に、それを踏まえてWTO等の国際通商問題や環境保護・地域振興等を重視するCAPの方針に対するイギリスの農地法制度的対応を、比較法的観点から日本の農地法改正議論と照応させ、イギリスと同様に先進国ならではの農村地域問題を抱える日本が今後整備すべき農業・農村地域支援制度の姿を見出す。

## 3. 研究の方法

### (1)概要

本研究は、主に2つのパートからなる。第一のパートではイギリスの農地における借地契約締結に関する契約文書の蒐集と分析を行う。契約文書の中で本研究にとって特に重要となるのは、環境保護および農村地域振興に関する順守規定に関する部分である。

イギリスではCAPの方針を受け2005年から直接支払い制度(一定の農地管理に関する規定を遵守することで土地面積に応じて農業経営者が直接に助成金を受領し得る制度)が本格導入されているが、同制度に重ねて他の環境保護・農村振興に関するスキームへの参加も可能であるため、地主と借地農との間で、どのスキームにどこまで参加するのか、また助成金の受給権に関しては、契約終了時に借地人に与えられる補償額や借地人による権利毀損があった場合にはその賠償について等、文書には多様な条項が盛り込まれる。

これらの契約文書に表出する契約実態こそが、現代のイギリス農地関連法の本質と考えられるのである。

第二のパートでは、日本の農地法改正議論の論点整理と、現在自民政権において平成26年度からの実施が検討されている多面的機能直接支払い制度（民主党政権下での戸別所得補償制度。EUの直接支払い制度を参考に構成されている）が、法制度および実態上、有機的に結合し得るのかについて、イギリスの経験を踏まえて検討する。

## (2) 学術的な特色

法学領域における本研究の学術的特徴としては、まず日本における先行研究の空白を意識しつつも、それ以前までの期間に積み上げられてきた、法社会学や民法、土地法の研究者らによる、イギリス農地関連法に関する重厚な研究蓄積を、未だ十分な検討がなされていない現在の法変容にリンクさせようと試みている点が指摘し得る。本研究の遂行に当たり、まず社会学的手法である現地におけるフィールドワークが重要となるが、それと同時にイギリス法における契約文書を解読するための法学的技術も必要となる。これは、一定のイギリス土地法への理解無くして不可能な作業であり、その点が法社会学を専門とする研究代表者が行なう本研究の学術的手法の特色と言えるだろう。

また、本研究の独創性に関しては、その歴史的・地理的背景から安易な比較法的アプローチが困難とされてきた日英における農地関連法の分析を試みる上で、本研究はあえて検討対象を契約文書に限定することにより、その理論的比較を行おうとしている点が挙げられる。この対象の限定によって、日英における一定の条件的差異は捨象され、農地関係法制および多様なスキームや諸規定の中から、法実務家たちが取捨選択した農地を巡る契約のアウトラインが理論的に描出されるのである。このイギリス農地法制における実態的理論枠組みと日本の議論との照応は、今後の日本の農地法改革に一定の示唆を与えるという意義を有する。

## 4. 研究成果

### (1) 2013 年度

本研究は2ヶ年で計画され、初年度である2013年度は主としてイギリス農業法制及びCAPの現状を明らかにすることに軸を据え、イギリス国内での調査及び文献・判例等の検討作業を行ってきた。特にCAPは2014年度～2020年の枠組みで新たな政策パッケージを公表しており、EUの動向に大きく影響を受けるイギリスの農業政策を捉えるためにも、そのフォローを十分に行う必要があった。したがって、研究成果として挙げられる2本の

論稿についても、イギリス及びEU農政の最新動向を検証した内容となっている。以上のような同年度の研究によって明らかとなった主要な点としては、まずイギリス及びEUにおける農業者像の多様化、農地における農業生産活動以外の経営形態の増加、より一層の環境重視化の3点を指摘し得る。

### (2) 2014 年度

最終年度は前年度の成果を基盤として法理論研究を進めてきた。具体的には、農地関連の判例準則を整理し、そこに現れる戦後から今日までのイギリスにおけるパブリック・ポリシーの変遷に関する軌跡を洗い出す作業を進め、それは目下継続中である。今後はさらに、イギリス及びEUにおける新しい法制度の基底にある理念を詳らかにすると同時に、TPP交渉の行く末に揺れる日本における農業法制の在り様について検証を続ける所存である。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

(1) 久米一世「欧州農業環境政策のイギリスにおける展開に関する一考察：共通性を失いゆく「農業者」の定義」環境法政策学会誌17巻（2014年）223-232頁。

(2) 久米一世「欧州共通農業政策の更なる環境重視化に関する諸論点：2014年度以降の枠組みを中心に」環境管理50巻3号（2014年）48-51頁。

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕  
出願状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：

出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者 久米 一世 (Kume, Hideyo)  
早稲田大学・法学大学院・助手  
研究者番号：60707561

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者  
( )

研究者番号：